

三沢市指定管理者制度運営方針  
【第8版】

青森県三沢市

令和5年3月

# 目次

1. 指定管理者制度とは	
1-1 制度の創設・目的	1
1-2 指定管理者制度と従来の管理委託制度との比較	1
1-3 指定管理者が実施できる業務について	2
1-4 指定管理者の責務について	2
2. 本方針の活用について	
2-1 本方針の活用について	3
2-2 公の施設とは	3
3. 募集方法、区分について	
3-1 公募の原則	5
3-2 導入の単位について	5
3-3 指定期間について	5
3-4 指定管理料について	5
3-5 利用料金制について	6
3-6 インボイス制度について	6
4. 公募について	
4-1 周知方法	6
4-2 公募を行う際のスケジュール	6
4-3 応募資格について	7
4-4 募集要項について	8
4-5 業務基準書について	8
4-6 提出書類	9
5. 指定管理者候補者の選定方法について	
5-1 選定について	9
5-2 選定等委員会の設置	10
5-3 審査	10
6. 指定管理者の指定について	
6-1 仮協定の手続	11
6-2 指定管理者の指定	11
6-3 指定書の交付及び指定の告示	12
6-4 協定書の締結（指定）	12
7. 指定管理者指定後の主な手続	
7-1 指定後の禁止事項	12
7-2 事業報告書の提出等	13
7-3 情報公開及び個人情報保護への対応	13
7-4 モニタリング作業	13

## これまでの改訂内容

版数	内容
初版 (平成17年5月)	▽平成17年5月20日 三沢市指定管理者制度導入方針 策定 (平成18年4月から導入開始に向けての方針を記したもの)
第2版 (平成20年6月)	◆ <u>応募要件</u> の変更 ◆ <u>指定期間</u> の変更 ◆ <u>利用料金制</u> を導入 ◆ <u>審査基準</u> を変更 ◆ <u>モニタリング方法</u> の一部を変更
第3版 (平成22年5月)	◆ <u>現地説明会の実施</u> を修正 ◆ <u>応募資格</u> を修正 ◆ <u>審査方法・基準</u> の見直し・変更
第4版 (平成24年5月)	◆ <u>価格点の設定</u> を変更
第5版 (平成30年10月)	◆ <u>選定順位2位以下の取扱いの整理</u> について
第6版 (令和元年5月)	◆ <u>審査方法</u> の一部を変更
第7版 (令和2年3月)	◆ <u>指定期間の変更</u> に関する規定を追加
第8版 (令和5年3月)	◆ <u>インボイス制度</u> について追加 ◆ <u>個人情報の保護に関する法律等</u> について明記

# 1. 指定管理者制度とは

## 1-1. 制度の創設・目的

平成15年9月2日の地方自治法（以下「法」という。）の改正によって、公の施設の管理については、これまでの「管理委託制度」が廃止され、「指定管理者制度」が創設されました。

この制度改正により、これまでは公の施設の管理・運営の委託先が、地方公共団体の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、民間団体、NPO法人、株式会社等の民間事業者にも対象が拡大されました。

指定管理者制度は、公の施設の設置目的を損なうことなく、適切な管理を確保した上で、民間事業者等に施設の使用許可権限を付与することで、民間事業者のノウハウを活用し、多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的としています。



## 1-2. 指定管理者制度と従来の管理委託制度との比較

指定管理者制度の主な特色及び従来の制度との比較は以下のとおりです。

### (1) 指定管理者制度の特色

- ①指定管理者を指定する際には、議会の議決が必要です。
- ②指定管理者は、一定の団体（個人以外）であれば指定を受ける要件を満たします。
- ③指定管理者は、施設の使用許可等を行うことができます。
- ④地方公共団体は、指定を受けた団体等が指定管理者としてふさわしくないと認められる場合には、その団体等に必要な指示や指定の取消し等を行うことができます。

### (2) 従来の公の施設の管理運営と指定管理者制度との比較

	従来の管理委託制度	指定管理者制度
1) 受託主体	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人（1/2以上出資等）に限定される。	法人その他の団体 ※法人格は必要ありませんが、個人では指定を受けられません。
2) 法的性格	条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務、又は業務執行の委託である。 「公法上の契約関係」	「指定」（行政処分的一种）により指定管理者に公の施設の管理権限を委任するものである。 「管理代行」 ※ 委任：当該事務が受任者の職務権限となり、その事務については、受任者が自己の責任において処理する。
3) 公の施設の管理権限	設置者たる地方公共団体が有する。	指定管理者が有する。 ※「管理の基準」、「業務の範囲」は条例で定めることを要する。
①施設の使用許可	受託者はできない。	指定管理者が行うことができる。
②基本的な利用条件の設定	受託者はできない。	条例で定めることを要し、指定管理者はできない。
③不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可	受託者はできない。	指定管理者はできない。
4) 公の施設の設置者としての責任	地方公共団体	地方公共団体
①利用者に損害を与えた場合	地方公共団体にも責任が生じる。	地方公共団体にも責任が生じる。
5) 利用料金制度	採ることができる。	採ることができる。

### (3) 業務委託と指定管理者制度との比較

	業務委託	指定管理者制度
1) 受託主体	限定はなし。 ※ 議員、長についての禁止規定あり（地 自法第92条の2、142条）	法人その他の団体 ※ 法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は 不可
2) 法的性格	契約に基づく個別の事務又は業務の執行の 委託（私法上の契約関係）	「指定」（行政処分的一种）により指定管理者に公の施 設の管理権限を委任（管理代行）
3) 公の施設の管理権限	設置者たる地方公共団体が有する。	指定管理者が有する。 ※ 「管理の基準」、「業務の範囲」は条例で定める。
4) 施設管理者	市が設置する。	指定管理者が設置する。

#### 1-3. 指定管理者が実施できる業務について

指定管理者が行うことのできる業務は、次のとおりです。

- ① 条例に定めるところにより使用許可を行うことができます。ただし、使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可など、法令等により地方公共団体の長のみが行うことができるとされている権限については、指定管理者に行わせることはできません。
- ② 利用者からの料金を自らの収入として収受できます。（※利用料金制を採用した場合）
- ③ 条例に定められた枠組みの中で、地方公共団体の承認を得て自ら料金を設定することができます。（※利用料金制を採用した場合）

#### 1-4. 指定管理者の責務について

指定管理者制度では、指定管理者は次のような責務を負います。

- ① 平等かつ公平な取扱い  
公平性を担保する観点から、市民に平等かつ公平な取扱いをし、正当な理由がない限り、施設の利用を拒否することはできません。
- ② 情報公開及び個人情報の保護  
指定管理者は、情報公開についてサービスを維持・向上していくため、市の機関と同様の対応が求められます。また、施設の管理運営において、個人情報を取り扱うこととなる指定管理者は、市の機関と同様に、個人情報の適正な管理のための必要な措置が求められます。
- ③ 行政手続条例に基づく責務  
管理者が施設の利用許可や取消しを行う場合、行政庁の行政処分を代行することになるため、指定管理者は行政手続条例に規定する行政庁に含まれます。
- ④ 監査対象としての責務  
管理業務及び指定管理料に係る出納は、法第199条第7項の規定により監査の対象となります。
- ⑤ 障がい者差別解消に係る配慮  
地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）において、「障害のある方に対する不当な差別的取り扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」が法的義務とされているため、指定管理者においても不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障がい者に対する適切な対応が求められます。
- ⑥ 災害発生時の避難所運営  
市から施設を避難所等として使用する旨の指示を受けた場合、指定管理者は市の指示に従い、避難所等の運営にあたっての協力が求められます。また、市の避難所等に該当しない施設においても、指定管理者は災害発生時、一時的な避難所運営のための施設開放（活用）等への対応が求められます。

## 2. 本方針の活用について

### 2-1. 本方針の活用について

指定管理者制度は、地方公共団体の指定を受けた団体等が、指定管理者として公の施設の管理を行う制度です。

この制度の導入により、指定管理者には施設の使用を許可する権限が与えられ、より実態に合った管理運営が可能となり、住民ニーズの多様化への対応や施設機能のさらなる向上を図ることが期待できるため、市では積極的に導入を図っています。

また、指定管理者制度の円滑な運用のため、指定管理者と市の双方がこの制度の目的を十分認識し、市民サービスの向上や経費の縮減などに取り組むことが必要となるため、制度運用に際しての基本的な考え方や手続等を掲載します。

### 2-2. 公の施設とは

「公の施設」とは、「『住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するため』に地方公共団体が設ける施設」と定義され（法第244条第1項）、「公の施設」の設置及び管理に関する事項は条例で定めることとされています。（法第244条の2第1項）

本市では、コミュニティ集会施設、児童センター、公園、スポーツ施設等の地域に密着した施設のほか、国際交流教育センター、火葬場、総合社会福祉センター、三沢病院等の大規模施設が含まれます。



### 《参考》指定管理者の導入又は更新等におけるフロー(標準)

以下の手順で指定管理者の募集・指定等を行います。

年・月		事項	事務手続きの流れ
前々年度	10月	0. 導入等の検討	<b>導入または更新等の検討</b> (1) 募集要項、選定方法、選定基準の検討
	3月	1. 条例の整備	<b>条例(案) 議会提案・可決</b> (1) 条例の整備
前年度	6月	2. 募集	<b>指定管理者の募集</b> (1) 募集方法の決定 (2) 募集要項の作成 (3) 募集の実施 (申請受付: 1か月以上)
	8月 ～ 10月	3. 審査・選定	<b>選定等委員会による審査</b> (1) 審査方法 (ヒアリング実施等) (2) 選定の手順
	10月	4. 仮協定の締結	
	12月	5. 指定	<b>市議会へ指定議案提出・予算案提出</b> (1) 指定議決 (2) 債務負担行為の議決 (3) 指定の通知・告示
	1月 ～ 3月	6. 協定の締結	<b>協定の締結</b> (1) 協定の締結
		7. 業務の引継	<b>指定管理者への引継作業着手</b> (1) 事前協議 (2) 引継の実施
	事業年度	4月	

※上記のスケジュールは、年度初め(4月)に管理を開始すると仮定した場合のものです。

## 3. 募集方法、区分について

### 3-1. 公募の原則

指定管理者制度の目的は、住民の多様化するニーズに効果的かつ効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることであり、この目的のためには、競争性を確保した選定を行うことが望ましいとされていることから、市では、原則的に公募により指定管理者を選定します。

ただし、次に掲げる場合は、公募を行わず、市が指定管理者を特定して選定します（以下「非公募」という）。

- ①施設の性格などから、特定の団体が管理運営をすることが望ましいと認められる場合
- ②指定管理者を募集しても応募者がなかった場合、又はすべての応募団体が指定管理者としての資格要件を満たしていない場合
- ③指定管理者として施設の管理を行っている団体の倒産などの理由により施設管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならない場合
- ④その他公募を行わないことについて合理的な理由がある場合

### 3-2. 導入の単位について

市では、個々の施設ごとに指定管理者を指定しますが、同一の指定管理者が管理を行うことにより、施設相互の連携やサービスの向上・経費の削減等の効果が得られると考えられる場合には、複数施設の指定管理者を一括して募集します。

### 3-3. 指定期間について

#### (1) 指定期間の原則

指定期間は、原則下記のとおりとします。

区分	年数	考え方
初期導入時	4年	1～2年の短期指定期間では、指定管理者のノウハウの蓄積や管理運営の評価・改善等が困難です。 サービスの継続性の確保や、管理運営の周期的な見直しに連動した計画性を維持する観点から4年とします。
その他	5年	施設の管理運営に習熟し成果を発揮するためには、PDCAサイクルの活用も含めて、一定の期間が必要です。 一方で、長期指定期間とすると、管理運営の状況を見直す機会が減少し、長期固定化による弊害の発生、指定管理者に対する規律の付与が困難になります。指定管理者のリスク軽減も踏まえて5年とします。

#### (2) 指定期間の変更

施設の廃止や改修工事が予定されている等、施設の事情等により指定期間を変更する必要がある場合は、現指定期間について合理的な範囲内で指定期間の変更を行うことができます。

この場合、必要に応じて指定管理料の再算定等を行うものとします。

### 3-4. 指定管理料について

市が指定管理者に支払う指定管理料については、民間の専門性や柔軟性を活かしたサービスの向上を図り、経費の削減も考慮し、基準額を設定します。参考資料として、各施設の募集要項等に経費の状況を添付します。

なお、基準額を上回る応募については、審査の対象外とします。



### 3-5. 利用料金制について

#### (1) 利用料金制とは

公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができる制度です。（法第244条の2第8項）

利用料金制は、公の施設の管理運営にあたり、施設稼働率の向上など、運営面で指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくするとともに、市・指定管理者の会計事務の効率化を図る観点から設けられた制度です。

なお、指定管理者の経営努力により、施設稼働率の向上などが図られ、収入の増があった場合には、その収入増による市への還元割合は原則として30%とします。また、これを変更する必要がある施設については、募集要項でその割合を定めますが、経費節減などによる利益については、原則として全額指定管理者の収益とします。

#### (2) 指定管理者による利用料金の設定

指定管理者があらかじめ条例で定められた基本的な枠組みの中で金額等を設定することができますが、既存の額を変更する場合、市の承認が必要です。

#### (3) 利用料金制の導入施設

利用料金制は、指定管理者により一層の管理運営努力を促すことができる制度であるため、市では利用料金制の導入を原則とします。ただし、次の要件に該当する施設については導入しないこととします。

- ①使用料を定めていない施設
- ②指定管理者の運営努力が当該施設の収入に相応の関係が認められない施設
- ③その他利用料金制がふさわしくないと認められる施設

### 3-6. インボイス制度について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）が開始されます。地方公共団体が売り手となり、事業者に対し消費税課税取引を行う場合、地方公共団体がインボイスを交付しなければ、事業者は消費税の仕入税額控除を受けることができないことから、市直営の施設と同様に、指定管理者制度を導入している公の施設についてインボイスを交付する必要があります。

インボイス制度への対応が必要な施設は、募集要項等や協定書等に記載し、指定管理者と対応について調整することとなります。

## 4. 公募について

### 4-1. 周知方法

指定管理者の公募にあたっては、その要旨を市広報、市公式ホームページ、三沢市ケーブルテレビジョン（MC TV）等を活用することにより広く周知します。

また、市公式ホームページにて、募集要項、業務基準書、申請書等を公表します。

### 4-2. 公募を行う際のスケジュール

募集要項を公表し、受付を行う期間は、応募団体が施設の現状にあった応募書類を作成する期間を考慮し、概ね1ヶ月以上確保することとします。

#### (1) 現地説明会等の実施

募集施設の状況を十分に把握していただくため、現地説明会を実施します。現地説明会の実施について

は、募集要項・市公式ホームページに記載します。

なお、現地説明会への参加は、応募の必須条件ではありませんが、施設の管理内容に関する説明等を行いますので、可能な限り参加していただきます。

(2) 質問の受付・回答

応募団体からの質問には、施設担当課にて個別に回答いたしますが、数多く寄せられている質問で、公表できるものに関しては、市公式ホームページに掲載します。

なお、質問への回答に関しては三沢市情報公開条例（平成19年三沢市条例第2号）に基づき回答する場合があります。

### 4-3. 応募資格について

(1) 応募資格

指定管理者制度では、さまざまな団体が公の施設の管理運営を行うことが可能ですが、施設の公共性を確保するため、それぞれの施設において応募資格を設定します。

①指定管理者の応募資格は、原則として市内団体※ とします。ただし、高度な技術・知識を要する施設や、施設の性格や目的により団体の企画力・ノウハウ等を必要とする場合、市内団体、市外団体問わず応募を可能とします。

※ 市内団体とは、三沢市内に本社又は本社機能若しくは経営主体がある法人その他の団体とします。

指定管理者の応募で市内・市外団体が競合した場合、市内団体の優遇措置として、市内団体に対して加点制度があります。

②その他の応募資格については、下記の事項を参考として、管理を行い得る団体が必要以上に限定されないよう、各施設の性格や規模、機能等を勘案し、合理的な範囲で個別に設定します。

基本応募資格	
(1)	法人その他の団体であること（法人格の有無は問いませんが、個人では申請できません。）。
(2)	団体又はその代表者が次のいずれにも該当しないものであること。
ア	法律行為を行う能力を有しない者
イ	破産者で復権を得ない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続を行っている者
ウ	市から一般競争入札の参加を制限されている者（法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定による。）
エ	応募時において、市から指名停止措置を受けている者
オ	法第244条の2第11項の規定により、市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けたことがある者
カ	刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）又は第198条（賄賂）に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者
キ	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
ク	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う者。また、暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制下にあると認められる者
ケ	国税及び地方税を滞納している者

(3) 市議会の議員、市長、副市長等が経営する法人その他の団体でない者（施設の事情等により特に必要があると認める場合を除く。）

※市議会の議員、市長、副市長等が経営する法人その他の団体とは、市議会の議員、市長、副市長、法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）が、代表取締役、社長、副社長、専務取締役、常務取締役その他これらに準ずる役員等に就任している法人その他の団体をいいます。法に定める請負に係る兼業禁止規定の趣旨を踏まえて応募資格がないものとします。

(2) 応募資格を証する書類の添付について

上記に掲げる応募資格を有する場合は、それを証する次の書類を添付します。

応募資格の内容	区 分	提出書類
(1)	法人の場合	定款、寄附行為
		登記事項証明書
	法人でない場合	定款、寄附行為、規約、会則その他これらに類するもの
		代表者又は管理人の住民票の写し
(2) のア～ク	すべての団体	これらに該当しない旨の申立書
(2) のケ	納税義務がある場合	納税証明書（直近3年度分） ・法人税、消費税及び地方消費税については未納の額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙9号書式その3の3） ・県税（法人事業税、法人県民税）に係る納税証明書 ・市税に係る納税証明書
	納税義務がない場合	納税義務がない旨を記載した申立書
(3)	すべての団体	(3) に該当しない旨の申立書

4-4. 募集要項について

市では、条例や規則に基づき、応募の要件や実務上必要となる項目などを記載した募集要項を公表します。募集要項については、多くの団体からの応募を可能にすることや、施設管理における民間等のアイデアをより多く引き出すために、仕様書の内容や応募要件が必要以上に限定されないようにします。

また、応募しようとする団体が事業計画書及び収支計画書を作成しやすいように、事業内容、選定方法等を具体的に記載します。

募集要項には、下記の表に掲げる、主な項目を記載するとともに、資料の添付をします。

募集要項に記載する主な項目	施設設置の趣旨 / 施設概要 / 管理運営の条件 / 申請の手続 / 指定管理者の候補者の選定方法等 / 指定管理者の指定及び協定の締結
募集要項の別添資料の例	施設位置及び管理範囲図 / 施設平面図 / 施設利用者数の状況 / 管理経費の状況（過去数年度分の管理経費の状況） / 利用料金についての定め（利用料金制採用時） / その他必要な資料

4-5. 業務基準書について

市は、施設管理の詳細に関する十分な情報やデータの提供をするため、指定管理者が行うべき業務についての詳細事項について、施設ごとに業務基準書を作成し、公表する必要があります。

業務基準書及びその添付資料には、次の事項を記載します。

業務基準書に記載される 主な項目	休館日・開館時間・利用料金などの定め / 指定管理者が行う業務についての定め（使用許可等） / 管理基準（人員配置等） / 情報公開・個人情報保護についての定め / 遵守法令等
業務基準書に添付される 資料(例)	責任分担表 / 施設運営業務一覧表 / 施設管理維持・業務一覧表 / 備品一覧表 / 使用料収納事務について / その他必要な資料

#### 4-6. 提出書類

提出する書類は、次のとおりです。

書 類 名	備 考
様式第1 指定管理者指定申請書	応募全団体
様式第2 グループ構成員表	▶複数団体がグループを作って応募する場合に必要となります。
様式第3 グループ応募の理由及び業務分担表	▶複数団体がグループを作って応募する場合に必要となります。
様式第4 指定管理者指定申請に係る申立書	応募全団体 ▶応募要件を満たしているかについて記載します。
様式第5 現地説明会参加申込書	現地説明会に参加する場合 ▶説明会参加申込の期日までに提出します。
様式第6 質問票	募集に関して質問がある場合 ▶質問の受付期日までに提出します。
様式第7 施設の管理に関する事業計画書	応募全団体 ▶施設の管理に関する事業計画書
様式第8 管理運営費提案書	応募全団体 管理運営費に関する事業計画書
様式第9 収支予算書	応募全団体

※1 様式第7の事業計画書については、審査基準の項目に従い資料を作成することとします。

※2 応募の際の注意事項は募集要項に記載しますが、応募書類は、原則として、両面印刷での提出とします。また、選定時の作業効率向上のため、申請書類に関する書類については、CD又はDVDの媒体等の電子データでの提出も求めます。

## 5. 指定管理者候補者の選定方法について

### 5-1. 選定について

指定管理者の指定は、行政処分として取り扱われます。また、行政訴訟等の対象となることなどの理由から、選定にあたっては、より慎重かつ厳正な手続が求められます。

#### (1) 選定について

市は指定管理者候補者の選定における公平性を保つため、必要な項目や要件に関しては、条例に規定するもののほか、募集要項に明記します。ただし、選定委員の個人名など、選定について事前に公表することにより選定作業に支障をきたすと考えられる情報については、公表をしないものとします。

選定基準は、市民の平等な利用を確保すること、指定管理者による事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮すること、管理経費の縮減が図られること、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的・人的能力を有していることなどを定めるものとし、指定管理者候補者の選定にあたっては、これらの基準に

基づき、総合的に判断します。

## (2) ヒアリングの実施

指定管理者候補者を選定する際には、応募資格を有する応募団体からヒアリングを行います。ヒアリングにおける実施日時やそれに係る注意事項等については、市から応募団体に対して通知します。

## 5-2. 選定等委員会の設置

市は、指定管理者候補者の選定にあたって、厳正な審査を行うため、三沢市指定管理者選定等委員会（以下「選定等委員会」という。）を設置します。選定等委員会は、指定管理者候補者の選定のほか、指定管理者制度の運用に関わる諸要件の設定も行います。

選定等委員会は、副市長を委員長として、市職員により構成されています。なお、委員長、委員が応募団体の役員等を務める場合は、その応募団体に係る選定作業から外れることとします。

選定等委員会は、応募団体から提出された事業計画書やヒアリングを基に審査を行い、市長又は教育委員会に対し審査の内容を報告します。

## 5-3. 審査

### (1) 審査の方法

審査は、応募書類の審査、ヒアリングにより行います。

### (2) 審査項目

審査項目は、下記の審査表を標準としますが、施設の設置目的や性格などを考慮し、施設ごとに審査項目などを変更します。

#### ○指定管理者候補者選定審査表（標準型）

項 目		審 査 内 容		評価点
1	設置目的に合致した管理運営	(1)	施設の設置目的と現状課題を十分理解しているか。また、基本方針は施設の設置目的に合致しているか。	
2	市民の平等な利用の確保	(1)	一部の市民や利用者に対して、不当に利用を制限したり優遇したりすることはないか。	
3	利用者に対するサービス向上及び施設の効用の最大限の発揮	(1)	事業計画の内容が具体的・現実的であり、かつ創意工夫や積極性が見られるか。	
		(2)	施設の利用や稼働率を促進させる提案となっているか。	
		(3)	自主事業等の内容が施設の設置目的に合致し、かつ、利用者にとって魅力的なものであるか。	
		(4)	成果目標は、具体的で適切な提案となっているか。	
4	利用者への対応	(1)	利用者へ適切な対応を取るための準備・体制（研修等）が整っているか。	
		(2)	利用者の要望・意見・苦情などを積極的に取り入れ、改善に結び付ける体制・方策がとられているか。	
		(3)	管理運営全般について評価や見直しを行い、改善に結び付ける体制・方策がとられているか。	
5	施設の円滑な管理運営	(1)	利用者の安全確保や事故防止対策及び緊急時や災害時の対策がとられているか。	
		(2)	機器や備品の維持管理を適切に行う対策がとられているか。	
		(3)	個人情報保護の管理体制はとられているか。	
6	継続的かつ安定的な施設の管理運営	(1)	管理運営に支障が生じない収支計画となっているか。	
		(2)	継続的かつ安定的に施設の管理運営を行う能力はあるか。	
		(3)	事業計画書や業務基準書に記載された業務を行うために十分な人員体制がとられているか。	
		(4)	人員の採用・配置の計画は妥当であるか。また、職員の補充・交代等の体制は整っているか。	
		(5)	類似施設の管理運営等の実績はあるか。	

7	その他	(1)	地元経済、雇用への配慮はなされているか。	
		(2)	環境・省エネルギー対策は図られているか。	
		(3)	地域貢献活動等を期待できるか。	
小 計【満点100点】				

※審査表による審査に係る評価点は、下記の基準により採点します。

評価点の基準について

5点…特に優れている / 4点…やや優れている / 3点…標準  
2点…やや劣っている / 1点…特に劣っている

### (3) 価格点

応募団体の経費節減努力を点数に反映させるため、審査票による点数とは別に、価格点を定めます。価格点の上限は10点とし、基準額に対する提案額の割合により決定します。基準額に対して、20%以上減額した提案額の場合は10点、19%台の場合は9.5点、18%台の場合は9点と、以下、1%につき0.5点ずつ変動し、減額の割合が1%未満の場合は0点とします。

### (4) 審査における加点

市内団体と市外団体が競合した場合は、市内団体の優遇措置として、市内団体には4点の加点をします。なお、市内団体のみでグループを構成し申請した場合の加点は4点としますが、市内団体と市外団体がグループを構成し申請した場合については、市内団体の構成割合により加点をします。

また、指定管理者に対し、より一層の管理運営努力を促す観点から、当該施設におけるそれまでの指定管理者としての管理運営実績を考慮し、最大4点の加点又は減点を行うことができるものとします。

### (5) 最低基準点

(2)の指定管理者候補者選定審査表のとおり、得点は100点満点となります。選定にあたっての最低基準点(合格点)は、60点以上とします。

## 6. 指定管理者の指定について

### 6-1. 仮協定の手続

市は、第1順位に選定された応募団体と協議し、協定内容の同意が得られた場合は、当該指定管理者候補者と仮協定を締結します。(第1順位者からの同意が得られなかった場合は、第2順位者との協議を行います。)

市と指定管理者候補者は、当該施設の管理・運営を行うにあたり必要な諸項目について記した協定書への同意手続を行います。同意手続は、仮協定書をもって行います。

### 6-2. 指定管理者の指定

仮協定書を締結後、市は指定管理者候補者を施設管理者として指定するため、市議会へ議案を提出します。議会にて可決され、その後協定書を締結することにより、施設の管理が可能となります。

#### (1) 指定管理者の「指定」の定義

指定管理者の指定は、行政処分的一种であり、契約行為ではありません。

#### (2) 議決を要する事項

指定管理者の指定については、次の事項を市議会に提出して、議決を得る必要があります。

<b>議決を得るべき事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称</li> <li>② 指定管理者となる団体の名称</li> <li>③ 指定の期間</li> <li>④ その他必要と思われる事項</li> </ul>
------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 説明資料の提出

当該議案の審議のため、必要に応じ、次の事項を記載した説明資料を提出します。

<b>議案説明資料に記載する項目例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公の施設の概要（施設名、所在地、施設規模）</li> <li>② 業務の概要</li> <li>③ 指定期間</li> <li>④ 指定管理者候補者の概要（団体名、代表者名、所在地、設立年月日・目的、事業概要等）</li> <li>⑤ 事業計画の概要</li> <li>⑥ 収支計画の概要</li> <li>⑦ 選定結果の概要（公募の概況、選定委員会、選定の概況）</li> </ul>
-----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 6-3. 指定書の交付及び指定の告示

市は、指定管理者を指定するための議案が可決されたときは、速やかに指定管理者を指定するとともに、指定候補者に指定書を交付し、三沢市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年三沢市条例第17号）第7条の規定に基づき、その旨を告示します。

なお、市議会で当該議案が否決されたときは、指定管理者候補者に対し、不指定の処分を行うこととなります。

### 6-4. 協定書の締結(指定)

指定管理者制度では、指定管理者の管理権限の効力は、契約の締結ではなく、「指定」によって生じます。

協定書の締結にあたっては、別途定める協定書（案）の協議項目を参考としながら、各施設の特性を考慮し、必要に応じて項目を定め、市と指定管理者と両方で協定書を締結することとなります。

協定書には、指定期間における基本的事項を定めた基本協定書と、各年度における指定管理額の支払方法などを定めた年度協定書があります。

なお、指定管理者の業務において、指定された日から業務開始日までに当該公の施設の管理に係る引継手続等の準備行為を行わせる必要がある場合は、別途協議が必要となります。

また、指定管理者に指定管理料を支払う場合、当該指定管理者への複数年にわたる支払義務が生じることから、指定管理期間の初年度の予算措置のほか、債務負担行為の設定の議決も必要となります。

## 7. 指定管理者指定後の主な手続

### 7-1. 指定後の禁止事項

(1) 業務の包括的な再委託の禁止

指定管理者が清掃、警備といった具体的な業務を第三者に委託することは、差し支えはありません。しかし、法の規定に基づき地方公共団体による適正な管理を確保した上で指定管理者にその管理を行わせるとした制度の趣旨から、管理に係る業務の全部や大部分を一括して第三者に委託する包括的な業務の再委託はできません。

## 7-2. 事業報告書の提出等

### (1) 報告書の提出

法第244条の2第7項の規定により、指定管理者は、毎年度終了後、次の事項を記載した事業報告書を提出しなければなりません。

- ①管理業務の実施状況
- ②利用状況(利用者数、使用拒否等の件数・理由等)
- ③管理に要した経費等の収支の状況等(利用料金制の場合は当該収入の実績も含む)
- ④その他必要とする事項

### (2) 不服申立て等

公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立ては、市長に対する審査請求となります。(法第244条の4)

### (3) 賠償責任

施設の設置又は管理において、施設利用者に損害が生じた場合(指定管理者の管理業務上の行為(暴行等)が原因の場合含む。)、施設の設置者である市にも損害の賠償責任が生じます。

## 7-3. 情報公開及び個人情報保護への対応

協定書の締結の中に、指定管理者が行うこととなる情報公開等の措置についても規定する必要があります。

### (1) 情報公開への対応

指定管理者が施設管理を通じて保有する文書等については、三沢市情報公開条例(平成19年三沢市条例第2号)の規定に基づき、指定管理者が必要な措置を講じる必要がありますので、当該協定書に規定します。

### (2) 個人情報保護への対応

指定管理者が施設管理を通じて取得した利用者の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び三沢市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年三沢市条例第1号)の規定に基づき、指定管理者が個人情報の取扱いに関しての必要な措置を講じる必要がありますので、当該協定書に規定します。

## 7-4. モニタリング作業

市は、指定管理者制度導入施設においても、公の施設の設置者として、適正な住民サービスの提供を確保し、これを市民に説明する責任を有しています。また、指定管理者は、協定書や業務基準書等に基づき適正な業務を履行し、なおかつ利用者サービスの向上に努めなければなりません。

このことから、市は、指定管理者から提出される各種報告書の確認、利用者アンケート調査、実地調査等により適正かつ確実に業務が履行されているかを確認し評価します。これをモニタリングといいます。

モニタリングの結果、市は指定管理者に対し必要な指示をすることができます。指示に従わない場合やその他管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定の取消し又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。

このほか、モニタリングに関することは「三沢市指定管理者制度モニタリングマニュアル」に定めています。